



松井特許事務所
S. MATSUI & ASSOCIATES

ホーム
サイトマップ
English

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
お問い合わせフォーム

事務所のご案内

初めての方へ
(特許制度のご紹介)

料金のご案内

特許トピックス

お問い合わせ

ホーム > [特許トピックス](#) > [早期審査制度](#) > 2. スーパー早期審査制度について

特許トピックス

改正法解説
健康食品と特許
料金の節減制度
早期審査制度
食品の用途発明について

早期審査制度

2. スーパー早期審査制度について

(1) スーパー早期審査制度の概要

通常の早期審査よりも、更に早く審査が行われる制度です。

このスーパー早期審査の対象となる出願は、出願審査請求がなされている審査着手前の出願であって、以下の (i) 及び (i i) の要件を満たすものについて行われます。

(i) 実施関連出願かつ外国関連出願であること。

(i i) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続きをオンライン手続とする出願であること。

(2) 申請手続き

スーパー早期審査の申請手続にあたり、早期審査と同様に、下記の事項を記載した「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

(i) 出願人名等の書誌事項

(i i) 早期審査を申請する事情

「スーパー早期審査を希望する」旨を記載すると共に、実施関連出願かつ外国関連出願であることを詳細に記載します。

(i i i) 先行技術の開示及び対比説明

先行技術調査結果に基づく文献名及び本願と先行技術文献との対比説明を記載します。

(3) 留意事項

①手数料

通常の早期審査と同様に、特許庁への手続き手数料は不要です。

②提出方法

オンライン手続を行う必要があります。特許庁への持参又は郵送の場合、スーパー早期審査の対象とはなりません。